

Nessum アライアンス規約

第 1 条 (名称)

本会の名称は、「Nessum アライアンス」(読み方はネッサムアライアンス。英文名称「Nessum Alliance」。旧名称「HD-PLC アライアンス」。) (以下「本会」という)とする。

第 2 条 (目的)

本会は、急速なブロードバンド環境、IoT 環境の普及を背景に、人にやさしく豊かで持続可能なIoT 社会のさらなる創造に向けて、電力線のみならず専用線、通信線などの有線、さらに無線、水中など様々な通信媒体(Any media、エニーメディア)における Nessum 方式の普及を促進し、Nessum 方式に準拠した通信・ネットワーク機器、Nessum 組込機器間において「安心」かつ「簡単」に繋がる通信互換環境づくりを推進することを目的とする。

第 3 条 (活動内容)

本会は、第2条の目的を達成する為に以下の活動(以下「本会活動」という)を行う。

- ・「簡単」で「安定」した通信環境作り
 - (1) 異社機種間の通信互換試験の実施
 - (2) 機器製造事業者、電材・建設・電工配線業者・Sier 等への啓蒙活動

- ・Nessum 利便性の訴求
 - (3) Nessum を快適に採用・利用頂くためのプロモーション活動
 - (4) Web 発信、セミナー
 - (5) SNS、プレス発表等の広報活動、共同展示会 等

- ・家電/ビジネス/異業種機器間をつなぐ推進活動
 - (6) 各業界団体との連携

- (7)技術交流会、他アライアンス連携
- (8)設置利用環境の情報共有
- (9)規格標準化の推進

第 4 条（会員資格及び会員構成）

本会の会員は、推進会員(Promoter)、一般会員(Standard)、賛助会員(Supporter)、特別会員(Special)、オブザーバ会員(Observer)、及びそれぞれの関連会員から構成される。

2. 推進会員、一般会員又は賛助会員は、次の各号並びに本条に定める条件を全て満たさなければならない。

(1)本会の目的及び活動内容に賛同していること

3. 推進会員は、前項の条件に加え、次の各号の全てを満たし、且つ、第5条に基づき運営委員会の審査により推進会員として承認された法人とし、Nessum 方式の普及促進に積極的に関与する役割を担う。なお、運営委員会による審査は推進会員になろうとする法人が他団体(通信関係、PLC関係等)の主要な役職(例:運営委員、取締役、理事等)に就任しているかを加味して行われ、上記役職に就任している場合には機密保持等の理由で推進会員になれない場合があることを、推進会員になろうとする法人は予め了承する。

(1)自社製品に Nessum 方式を採用し、商品化している又は商品化を予定している法人

(2)本会の目的達成の推進活動上、技術的に貢献できることを運営委員会が認めた法人

4. 一般会員は、本条第2項の条件に加え、次の各号のいずれかを満たし、且つ、第5条に基づき運営委員会の審査により一般会員として承認された法人とし、推進会員の活動を可能な限り支援する役割を担う。

(1)自社製品に Nessum 方式を採用している、又は採用を予定している法人

(2)自社製品に Nessum 方式の採用検討を行う法人

5. 賛助会員は、本条第2項の条件に加え、次の各号の全てを満たし、且つ、第5条に基づき運営委員会の審査により賛助会員として承認された法人とし、推進会員及び一般会員の

活動を可能な限り支援する役割を担う。なお賛助会員は、本会の運営・実行には直接関与しない。

(1)Nessum 事業または方式への賛同の意を表する法人

(2)賛助会員資格を有する期間が初回入会時から同一年度(第20条で規定する会計年度を指す。以下同様。)末までの期間であることを予め了承すること。但し、同期間が90日に満たない場合は、同期間を初回入会時から次年度末までの期間とする。

6. 特別会員は、本条第2項の条件に加え、次の各号の全てを満たし、且つ、第5条に基づき運営委員会の審査により特別会員として承認された法人、団体又は個人とし、推進会員、一般会員及び賛助会員の活動を支援する役割を担う。なお特別会員は、本会の運営・実行には直接関与しない。

(1)Nessum 事業または方式への賛同の意を表する法人、団体又は個人

(2)運営委員会が特に本会への入会を認める法人、団体又は個人

7. オブザーバ会員は、本条第2項の条件に加え、本項第1号を満たし、且つ、本項第2号または本項第3号のいずれかを満たし、且つ、第5条に基づき運営委員会の審査により、オブザーバ会員として承認された法人、団体又は個人。なおオブザーバ会員は、本会の運営・実行には直接関与しない。

(1)Nessum 事業または方式への賛同の意を表する法人、団体又は個人

(2)本会に加盟することで、本会への大きな貢献が期待できると、運営委員会が特に認め加入招へいを行う法人、団体又は個人

(3)特定業界、又は広い業界で高い知名度を有する、または何らかの大きな影響力を有することにより本会への貢献度が極めて高いと、運営委員会が特に認める法人、団体又は個人

8. 推進会員の関連会員、一般会員の関連会員、賛助会員、特別会員及びオブザーバ会員の関連会員は、当該推進会員、一般会員、賛助会員、特別会員又はオブザーバ会員の関連会社(第18条に定義される)のうち、第5条第3項に基づき当該推進会員、一般会員、賛助会員、特別会員又はオブザーバ会員により本会所定の登録手続がなされたものをいう。

(以下、推進会員とその関連会員を総称して「推進会員グループ」といい、さらにグループ

を「G」と表すこととし、「推進会員G」という。一般会員とその関連会員を総称して「一般会員G」といい、賛助会員とその関連会員を総称して「賛助会員G」といい、特別会員とその関連会員を総称して「特別会員G」といい、オブザーバ会員とその関連会員を総称して「オブザーバ会員G」という。但し、推進会員、一般会員、賛助会員、特別会員又はオブザーバ会員で、その関連会員が無い場合は、「推進会員G」「一般会員G」「賛助会員G」「特別会員G」「オブザーバ会員G」とは、それぞれ当該推進会員、一般会員、賛助会員、特別会員又はオブザーバ会員を意味する。）

9. 運営委員会は、第12条の規定に基づく決議により、本条第2項から第5項に定める会員資格に関する条件を追加又は変更することができる。
10. 本条第3項、第8項、及び第5条の規定にかかわらず、第19条に定める発起人(Founder)及びその関連会員は、それぞれ推進会員及びその関連会員とする。(発起人とその関連会員を総称して以下、「発起人G」といい、また、発起人Gは推進会員Gとする)。
11. 会社合併、営業譲渡、又は、組織変更等により会員の地位の移転、変更、または、消滅等の事由が発生した場合は、関係する会員は、遅滞なく第15条に定める事務局にその旨の届出を行ない、必要に応じ運営委員会の了承を得なければならない。

第 5 条 (入会及び代表者)

本会への入会は、本会への入会を希望する者が本会所定の入会申込書に必要な事項の記入、押印・署名を行ったうえでこれを第15条に定める事務局に提出し、第12条に定める運営委員会が入会を承認した場合に認められる。なお、入会にあたっての手の詳細等は別途定める。

2. 推進会員、一般会員、賛助会員及び特別会員は、本会への参加の代表メンバーとして、自己の属する推進会員G、一般会員G、賛助会員G、特別会員G又はオブザーバ会員Gから2名を定め(以下「参加者」という)、そのうち1名を本会に対して権利を行使する代表者として定め(以下「参加代表者」という)、それらの氏名、所属等の必要な事項を事務局に書面で通知する。推進会員、一般会員、賛助会員、特別会員及びオブザーバ会員は、参加者及び参加代表者に変更が生じた場合、その旨を速やかに事務局に届け出る。
3. 推進会員、一般会員、賛助会員、特別会員又はオブザーバ会員が、自己の関連会社を

関連会員として登録しようとする場合は、当該関連会社を特定した本会所定の登録申請書を事務局に提出する。推進会員、一般会員、賛助会員、特別会員又はオブザーバ会員の各関連会員としての資格は、事務局が当該申請書を確認のうえ受理した日に生じる。

第 6 条（退会）

会員は、本会所定の退会届を事務局に提出することにより、いつでも本会を退会することができる。なお、会員の退会は、会員が提出した退会届が事務局に到着した翌日から効力が生じる。

2. 前項の規定にかかわらず、会員が法人としての実態を喪失し、又は解散等により法人格を失った場合、当該事実が生じた時点で、当該会員は本会から退会したものとみなす。

第 7 条（除名）

会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、本会の会員から除名されるものとする。

- (1) 本規約のいずれかの規定に違反し、運営委員会が当該会員の除名を決議した場合
- (2) 本会の目的又は活動を妨げる行為、本会の目的に反する行為、又は本会の目的を達成するにあたり会員としてふさわしくない行為等を行なったとして運営委員会が当該会員の除名を決議した場合
- (3) その他、除名が必要な合理的理由があるとして運営委員会が当該会員の除名を決議した場合

2. 前項の除名は、当該除名が運営委員会で決議された時点で効力が生じるものとし、その時点から当該会員は、本規約に基づき会員として有した一切の権利を喪失する。

第 8 条（会員の権利）

会員は、本規約及び本会の諸規則の定めに従って、本会の活動へ参加することができる。

2. 会員は、本会の会員であることを、自己（自己の属する推進会員G、一般会員G、賛助会員G、特別会員G又はオブザーバ会員Gを含む）のNessum事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。本会の会員である旨の表示、本会の名称の使用方法については、本会において別途定めるところによる。

3. 会員は、当会が推奨する互換認証試験を受けることができる。合格した際には通信認証用共通鍵を受け取ることができる。但し、具体的運用に関しては、別途定める互換認証規定に従う。
4. 会員は、第17条に規定の通り、パナソニック ホールディングス株式会社(以下、PHD)が規定するNessum 商標使用マニュアルに従い、Nessum 商標(文字商標、図形商標及びそれらを組み合わせた商標。)を使用することができる。

第 9 条 (会員の義務等)

会員は、本規約及び本会の諸規則を遵守する。

2. 会員は、第2条に規定の本会の目的を实践するものとし、Nessum 方式の普及促進、Nessum 方式準拠の機器間の安心かつ簡単な通信互換環境づくり推進に努める。
3. 会員は、本会が実施する広告、広報、催事、通信互換検証結果等においてその法人名が掲載されることがあることを予め了承する。

第 10 条 (役員等)

本会には、会長 1 名、副会長 1 名、会計監査役 1 名を役員として設置し、「役員会」は、会長、副会長、会計監査役から構成される。なお、役員任期は2年とする。但し、本会の設立日から翌翌年の3月末まで(以下「当初期間」という)については、当初期間を任期とする。また、いずれの場合も役員再任を妨げない。

2. 発起人Gは、本会の相談役として顧問若干名を本会に設置することができる。この場合、当該顧問の選出、変更、期間等は、発起人Gが決定できる。なお、顧問は、本会において行使できる権利は保持しない。
3. 会長は、本会を統括するものとし、第12条に定める運営委員会の運営委員長がこれを務める。副会長は、会長の補佐役として第12条に定める運営委員会の運営委員の中から運営委員会が決定する。
4. 会計監査役は、運営委員会が推進会員Gに属する参加者の中から選出し、総会の承認により決定される。但し、当初期間については、会計監査役は、発起人Gが選出、決定する。

5. 前各項の規定にかかわらず、副会長又は会計監査役の任期中の退任又は変更が必要となった場合は、その属する推進会員G又は一般会員Gは、速やかに当該Gから後任者を選任し、事務局へ通知する。この場合、任期は前任者の残任期間とする。また、会長の任期中の退任又は変更が必要となった場合は、第12条に定める運営委員長の任期中の退任又は変更の場合の規定による。

第 11 条（総会）

総会は、会員により構成する。但し、会員以外で運営委員会が必要と認めたものは総会に出席することができる。なお、総会における議決権の取り扱いは本条第3項に定めるとおりとする。

2. 総会は、会長の招集により年 1 回開催し、その他運営委員会が必要と認めた場合は、臨時で総会を開催できる。但し、総会は、会員が保有する総会での議決権の総数の過半数の出席をもって成立する。
3. 会員は、総会において、各推進会員Gおよび一般会員Gにつき、1Gあたり1票の議決権を保有する。なお、総会における決議は、総会に出席した議決権数の過半数をもってなされるものとし、賛否同数の場合は、次項に定める議長の決定を総会決議とみなす。
4. 総会は、本会の会長、副会長、会計監査役および事務局により運営されるものとし、会長が総会の議長を務める。但し、会長が欠席の場合は、副会長が総会の議長を務める。
5. 総会では、本規約に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる事項を決議する。
 - (1) 本会活動計画の承認
 - (2) 本会活動報告及び本会会計報告の承認
 - (3) 本会会計監査役の承認
 - (4) その他、運営委員会から提案される本会の運営に関する重要な事項
6. 総会が開催された場合、事務局は、議事録を作成する。当該議事録は、会員のみ公開し、会員以外には、非公開とする。但し、司法的命令、法令又は政府機関により開示を要請され、そのために必要な範囲で開示する場合はこの限りではない。
7. 総会に出席できない会員は、必要事項を記載した委任状や予め通知を受けた総会での決議事項について必要事項を記載した書面の提出(電子メール等の電磁的方法によるも

のを含む)を行うことにより、総会への出席や議決権の行使に代えることができる。この場合、当該総会の出席数及び当該総会での議決権数に算入される。

第 12 条 (運営委員会)

本会は、本会の目的を推進するための執行機関として、運営委員会を設置する。なお、運営委員会は、運営委員5名以下の人員で構成される。また、運営委員のうち 1 名は運営委員長とする。

2. 運営委員 (運営委員長を含む) の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
 3. 運営委員の属性については、以下のとおりとする。
 - ① 発起人Gから 1 名
 - ② 推進会員G (発起人Gを含む) のうちの4つのグループ (以下「選出G」という) から 1Gにつき 1 名。但し、選出Gは4つのグループより少ない場合もある。
 - ③ 会長 1 名
- 上記①は、発起人が決定する。上記②については、その直前の任期の運営委員が選出Gを決定し、当該選出Gは自己に属する参加者から運営委員を決定する。
4. 運営委員長は、運営委員会が運営委員の中から決定する。
 5. 前各項の規定にかかわらず、運営委員 (運営委員長を含む) の任期中の退任又は変更が必要となった場合は、その属する推進会員G (発起人Gを含む) は、速やかに当該グループから後任者を選任し、事務局へ通知する。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
 6. 運営委員会における議決権は、各運営委員がそれぞれ1票ずつ保有する。
 7. 運営委員会は、本規約に別段の定めがある場合を除き、以下の各号に関わる事項を審議し決議する。
 - (1) 総会の決議事項を実施するための具体的事項
 - (2) 本会運営上で運営委員長が、必要と認める事項
 - (3) 運営委員長、副会長の決定
 - (4) 会計監査役の選出
 - (5) 第13条に定めるワーキンググループ (以下、WG) の設置、変更、解散

- (6)WGの議長の決定
 - (7)WGの運営、構成の決定
 - (8)WGからの報告の審議、決定、承認
 - (9)会員の入会、退会、除名の決定
 - (10)本会事務局の選任
 - (11)本会の規約の変更・改正
 - (12)本会の解散
 - (13)その他本会の運営に関する重要事項
8. 運営委員会は、必要に応じ都度開催できる。または、書面又は電子メール等の等の電磁的方法又はオンライン会議等のインターネット等通信手段による質疑応答等で開催することができる。
9. 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立し、次項に定める場合を除き、出席した運営委員の過半数の同意をもって決議する。出席及び決議は、運営委員長の判断により、書面又は電子メール等の電磁的方法又はオンライン会議等のインターネット等通信手段による出席及び投票を可能とする。
10. 第5条に定める会員の入会、第6条に定める会員の退会、第7条に定める会員の除名、本会の規約の変更・改正、本会の解散、及びその他、重要事項と運営委員長が認める事項については、運営委員の3分の2以上の同意をもって決議する。なお、運営委員会で本会の規約の変更・改正又は本会の諸規則の制定・変更・改正・廃止が決議された場合は、当該変更・改正等がなされた規約及び諸規則が本会において適用されることを会員が承認したとみなす。
11. 運営委員長が必要と認めた場合、運営委員以外の者が運営委員会に出席することができる。この場合、当該出席者は運営委員会における議決権を有しないものとする。

第 13 条 (WGの設置及び構成)

運営委員会は、本会の運営を円滑に推進するため、必要に応じてWGを設置することができる。

2. WGは、本会の趣旨に基づき、具体的な実現方法の検討を行い、運営委員会の要請に従

って活動計画を立案、報告し、運営委員会の承認に基づき実行する。

3. 各WGの議長(英文呼称は「Chair」)は、運営委員会の運営委員長が推進会員G又は一般会員Gの中から指名し、運営委員会の承認によって決定する。各WGは、当該WG議長により運営される。
4. WGの運営及び構成に必要な委員は、WG議長が推進会員G又は一般会員Gの中から選出し、運営委員会の承認のもとで、参加希望の推進会員及び一般会員により構成される。WG議長は、必要に応じ、副議長を推進会員G又は一般会員Gの中から選出することができる。WG議長は、特に運営委員会が認めた場合にのみ、参加希望する賛助会員が、議決権を持たずWGの運営・実行には直接関与しない参加者として、当該WGに参加させることができる。
5. WG議長は、必要に応じ、当該WG活動を分割して推進する「タスクグループ」(以下、TGという)を当該WG内に設置し、TGの運営を主導する主査(英文呼称は「TG Chair」)、及びTGの運営及び構成に必要な委員を当該WG委員の中から選出することができる。
6. WGの成果は、運営委員会へ報告する。

第 14 条 (会費)

本会は、次項に定める会員の会費及びその他雑収入をもって運用する。但し、本会の総会、運営委員会、WG又は本会の催事等に会員が参加する場合の交通費等は各会員が負担する。

2. 各会員は、以下に定める会費を本会に支払わなければならない。

(1) 推進会員G: 年会費として年間 50 万日本円。

但し、運営委員が選出されている推進会員Gに該当する場合は、当該運営委員の人数にかかわらず、上記の金額に追加してさらに年間 50 万円を支払わなければならない。

(2) 一般会員G: 年会費として年間 30 万日本円。

(3) 賛助会員G: 年会費として年間 0 日本円。

(4) 特別会員G: 年会費として年間 0 日本円。

(5) オブザーバ会員G: 年会費として年間 0 日本円。

3. 入会した年度の会費は入会時に、翌年度以降は年度初めに本会が請求書を発行してから1ヶ月以内に、本会の指定口座に一括現金にて振り込む方法により支払う。
また、入会申し込みを行う者は、当該申し込み時に所定の手続きに従い自己の推進会員G、一般会員G、賛助会員G、特別会員G又はオブザーバ会員Gのうちの支払者(支払いを行う法人等)を指定する。
4. 会員は、年度途中の入会の場合、入会月を含めた月数で年額を月割り計算した金額を、初年度の会費として支払う。
5. 会員は、自己都合により次年度の年会費を、その前年度末に前払いすることができるものとする。但し前払いを行うに際しては、前年度1月末までに事務局にその旨を事前に要請し、事務局が認めた場合にのみ可能とする。
6. 会員は、総会により臨時の会費の徴収が決議された場合には当該会費を追加で支払うことを了承する。
7. 本会に支払われた会費は、退会の申し出を含め理由の如何にかかわらず返還されない。
8. 年度終了時に経費支払に会費等を充当して剰余金がある場合、かかる剰余金を次年度に繰り越す。
9. 本会が解散することが決定した場合であつて解散予定日に剰余金がある場合、かかる剰余金の取り扱いは、解散予定日より前に総会にて協議し決定する。
10. 会員は、運営委員会が承認した場合、本会が行う催事において発生した費用を催事の都度、本会が会員から徴収することについて了承する。
11. 本条に定める以外で本会の会費及び経費等に関して必要な項目は、別途細則により定める。

第 15 条 (事務局)

本会の運営を行うため、本会は、運営委員会が選任する事務局を設置する。本会の会計業務は、事務局が担当する。

第 16 条 (守秘義務)

会員は、本会の活動を通じて知り得た本会または他の会員に関する情報であつて、秘密

である旨指定または表示された情報(以下「秘密情報」という)を、秘密情報を開示する会員(以下「開示者」という)の事前の書面による承諾なしに、本会の会員以外に開示せず、また開示者の事前の書面による承諾なしに本会の活動を実施する目的以外に使用しない。但し、以下の情報は秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時点で既に公知であるもの、もしくは秘密情報を受領する会員(以下「受領者」という)の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

(2) 受領者が開示者から開示される前から正当に保持していた情報

(3) 受領者が秘密情報に依拠することなく独自に創作した情報

(4) 受領者が第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報

2. 会員は、秘密情報を善良な管理者の注意を持って秘密として管理し、自己の属する推進会員G、一般会員G、賛助会員G又は特別会員G内においては、本会の目的及び本会の活動を遂行する上で必要のある当該G内の法人の役員及び従業員に対してのみ秘密情報を必要最小限の範囲で開示する。
3. 本条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、会員は、運営委員会又はWGにおいて又はそれらの活動を通じて知り得た秘密情報については、開示者の事前の書面による承諾なしに、当該運営委員会又はWGに参加している会員(当該会員の属する推進会員G又は一般会員Gを含む)以外の者に開示してはならない。但し、本条第 1 項の(1)～(4)に定める情報は除く。
4. 前各項の規定にかかわらず、会員は、司法的命令、法令又は政府機関により開示を要請された場合、そのために必要な範囲で秘密情報を開示することができる。なお、この場合、当該開示を行う会員は、当該秘密情報の開示者に対して速やかに通知を行う。
5. 会員は、第6条により退会をしたことにより又は第7条により除名をされたことにより本会における会員としての地位を喪失した場合(以下「地位喪失」という)、本会が解散された場合、又は開示者より要請があった場合、遅延なく秘密情報及びその複製物を返却するか、又は、廃棄する。
6. 会員は、第6条により退会をした後、第7条により除名をされた後、又は本会の解散後も、3年間は本条に定める守秘義務を遵守する。
7. 前各項の規定にかかわらず、秘密情報によっては別途会員間、運営委員会、またはWG

等において本条の定めと異なる取決めがなされる場合があるものとし、その場合、当該秘密情報については、当該取決めに従う。

第 17 条（商標の取り扱い）

Nessum 商標（「Nessum」に関連する文字商標、図形商標及びそれらを組み合わせた商標であり、登録商標及び商標登録出願を指す）に関する権利は、PHDに帰属することを確認する。

2. 会員は、PHDが規定する「Nessum 商標使用マニュアル」に従い、Nessum 商標を使用することができる。
3. 会員（PHD を除く）は、Nessum 商標を使用する場合、本条第4項1）に規定する場合を除き、PHDと別途、商標使用許諾契約書を締結し、当該契約の条件を遵守することに同意する。
4. 上記マニュアルにおいては、以下の2通りの用途の Nessum 商標が規定されており、各用途ごとに規定される物品・媒体については上記マニュアルに沿って使用する事ができる。

1) 販売促進用途

Nessum 技術を採用した商品群の総合的な商標として、製品本体以外の以下項目に限って使用できる。（Nessum 製品群の通信互換、非互換を問わない。）

1. 販促宣伝物
2. 梱包パッケージ(製品取扱説明書を含む)
3. 製品カタログ
4. WEBのバナーや看板

などの広告宣伝物。

2) 互換認証用途

PHDまたは本会が認めた Nessum 互換認証機関が実施する Nessum 通信互換認証システムにて、Nessum 互換対応品（IEEE 1901非互換品、非マルチホップ Nessum を含む）を対象とした通信互換認証の合格品における、製品本体、及び半導体IC製品、モジュール製品。

第 18 条（関連会社の取り扱い）

本規約において「関連会社」とは、50パーセント超の株式もしくは持分により、直接若しくは間接的に、(1) 会員を支配している法人、(2) 会員から支配されている法人、又は(3) 会員と共通の支配下に置かれている法人を意味する。なお、本条において、「支配」とは、かかる法人に対して議決権を有する50パーセント超の株式もしくは持分が、支配者により直接又は間接的に保有又は支配されることを意味する。当該法人は、かかる支配が存続する限り、「関連会社」とみなされる。

第 19 条（発起人）

本会の発起人(Founder)は、パナソニック ホールディングス株式会社とする。なお、発起人は、その関連会員の追加、変更等が必要となった場合は、事務局に対して届出を行うことにより、これを行うことができる。

2. 発起人の関連会員は、本規約に基づく発起人の権利・義務、及びその他本会の運営、活動等について、発起人と共に、または発起人に代わってこれらを行使、負担、又は行うことができるものとする。

第 20 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末までとする。

第 21 条（本会の責任の放棄等）

会員は、本会における一切の活動を自己の責任において行うものとし、本会の活動において又は本会の活動によって自己に発生した事故、物損を含む一切の損害について、自らの責任と費用において対処する。本会、および本会の役員・運営委員・事務局・WG等の地位を有している者又は有していた者、ならびに本会の発起人Gは、本会の活動に伴う事故、物損などの損害、および会員間や第三者との間の紛争・請求について一切責任を負わない。

第 22 条（法令の遵守）

会員は、本会の活動の成果を利用した製品およびサービスに関して、独占禁止法、その他の法令に反する情報交換を一切行わない他、本会の活動において関連する法令を遵守する。

第 23 条（準拠法）

本規約は、日本法に基づいて解釈される。

第 24 条（裁判管轄）

会員は、本規約に関して又は関連して、訴訟の提起、調停の申立等の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 25 条（その他）

本規約に定めるものの他に、本会運営に必要な事項については、運営委員長が運営委員会において定める。

附 則

第 1 条

本会の設立日は、2007年9月25日とする。

第 2 条（発効期日）

本規約は、制定日から発効する。

第 3 条（設立年度における会計年度等）

本会の設立年度における会計年度は、設立の日から翌年3月末までとする。

第 4 条（組織及び運営体制図）

「組織及び運営体制図」は別紙の通り。本図は組織及び運営体制が変更のつど、事務局

または運営委員会が更新、差し替えを行うものとする。

制定日：2023年10月2日

(旧 HD-PLC アライアンス規約を移行して制定したもの)

更新履歴

更新日	Ver.	変更箇所	変更理由
2023/10/02	1.0	—	初版作成